

知覚内容をめぐる概念主義の擁護

—マクダウエル『心と世界』における経験概念の解明を通じて^(一)—

小 口 峰 樹

I はじめに——自発性と受容性の協働としての経験

「内容なき思考は空虚であり、概念なき直觀は盲目である」というカントの箴言には、知覚内容に関して「概念主義 (conceptualism)」を唱える現代の論者たちが継承している中心的な洞察が表現されている。ここで言う概念主義とは、経験内容を徹頭徹尾「概念的なもの」と考える立場である。周知のように、概念主義を代表するのは、その主著『心と世界』において従来の経験理解がもたらす窮状を診断し、経験概念の刷新によるその治療を試みたジョン・マクダウエルである⁽²⁾。マクダウエルによれば、知覚経験がもつ内容は、単に受容性 (receptivity) の働きであるところの感性的直觀によって獲得されるだけではなく、同時に自発性 (spontaneity) の働きであるといふの概念能力によって構造化されている。つまり、知覚経験は概念能力との「不可分な協働」(p. 9)においてその内容を獲得するとされるのである。

マクダウエルが概念主義を唱えるのは、自発性の宰領する領域である「理由の論理空間 (the logical space of reasons)」(セラーズ) の経験世界のなかにおける位置づけをめぐる現代哲学の窮状を治療するためである。クワイ

ンの「経験の裁決 (the tribunal of experience)」という考えに示されているように、理由の空間は経験が与える改訂への圧力に対し可変性 (vulnerability) を示さなければならない。そうでなければ、当の思考は世界の在り方を表象するものとは認められない。別言すれば、理由の空間はそれが空虚なものとなるのを避けるために経験による外的な制約 (constraint) を必要とするのである。マクダウエルによれば、経験が課すこの制約は単に「因果的」なものではなく、「合理的」なものでなければならない (p. 14)。つまり、経験は、その内容を通じて思考との間に正当化や根拠づけといった理由構成関係を結び、それによって信念体系の改訂を促しうるような種類のものでなければならないのである⁽³⁾。

しかし、多くの論者は経験を非概念的なものと——暗黙的にせよ明示的にせよ——前提してきたため、「所与の神話 (the Myth of the Given)」と「齊合主義 (Coherentism)」という二者択一のジレンマに陥ってきた。所与の神話とは、経験を非概念的なものとみなしながら、同時にそのような経験が思考との間に理由構成的な関係を築くことができる」と称する立場である。他方の齊合主義とは、同様に経験を非概念的なものとみなしながら、それが思考に対し果たす役割を因果的なものへと局限し、理由構成関係を構築するのは信念同士の間の齊合性によってのみであると主張する立場である。マクダウエルが論ずるように、これらはいずれも、外的な合理的制約を課す役割を経験から剥ぎ取ってしまうという点で、われわれに満足のゆく描像を示すことができない⁽⁴⁾。この窮状に対して、マクダウエルは次のような処方を下す。曰く、経験は多くの論者が考えるような非概念的なものではなく概念的なものでなければならない。なぜなら——セラーズが「自然主義的誤謬」という言葉で正しくも見抜いていたように⁽⁵⁾——ある一つの項が理由構成関係に立つためには、両者はともに概念的に構造化されていなければならないからである。カント的に言えば、「概念的内容をもたない経験は盲目」なのである。」のような処方に基づき、マクダウエルは経験を次のように捉え返す。

関連する概念能力は受容性のなかで作動させられている (drawn on in)。〔……〕それは概念外的な供給 (delivery) のうえに行使されていむ (exercised on) のではない。(p. 9)

われわれは、まず非概念的な経験が与えられ、それに対して概念能力が行使されたことで経験的思考が成立すると考えるべきではない。そうではなく、概念能力は経験のうちすでに現実化させられているのであり、こうした「自発性と受容性の不可分な協働」が経験内容を成立させていると考えるべきである。われわれが経験において世界から取り入れるのはすでに概念的に構造化された事実であり、このようにして獲得された経験が関連する観察的思考に対しても、さらには（全体論的な正当化の配分を通じて）理由の空間全体に対しても合理的制約を課すのである。マクダウエルはカントの洞察をこのように独自の仕方で継承し、経験内容に関する概念主義を唱えることで、いわば経験に対する「開眼手術」を施すのである。

だが、こうしたマクダウエルの概念主義に対する少なからぬ論者は直感に反する不可解なものであるという印象を抱いている。こうした印象は次のような幾つかの疑問として表現できるだろう。例えばそれは、「知覚内容を概念的なものとすることは、概念能力をもたない幼児や動物から知覚能力を有する権利を奪うのではないか」、「知覚が概念的なものであるならば、それは思考と同様に改訂可能性を示すべきではないか」、「知覚は矛盾した内容を許容するが、これはその内容が非概念的なものであるとの証左ではないか」、あるいは「知覚は思考に比べて遙かに肌理細かい内容をもつが、概念主義はこの違いをうまく扱えないのではないか」といったものである⁽⁶⁾。こうした印象も手伝い、概念主義に相対する立場である「非概念主義 (nonconceptualism)」に対してより大きな説得力を感じる論者も多い⁽⁷⁾。非概念主義者によれば、知覚経験の内容は非概念的なものであり、この点で概念能力の発露である思考とは明確に区別される⁽⁸⁾。またこの立場は、概念能力をもたない幼児や動物に対しても、彼

らが適切な知覚的弁別能力を發揮する限りにおいて、それに見合った知覚内容を問題なく帰属させることができる」と考える。

本稿では、概念主義が呈するこうした反直感的な外見を払拭するために、まずマクダウエルの経験概念に対しても『心と世界』以降の様々なテキストも参照しつつより踏み込んだ解説を行い、それによって非概念主義者が提示する諸々の疑問に応える下準備を施す（II節～III節）。次に、その解説の成果を手に、非概念主義者からの上記の疑問にそれぞれ返答を試み、マクダウエルの概念主義を幾つかの方面から擁護する（IV節～VII節）。

II 理由への応答性としての概念能力

経験内容が「概念的なもの」であると言うとき、マクダウエルはこの「概念」という語をどのように捉えているのだろうか。まずはこの疑問を通じて、「概念」という概念に対するマクダウエルの理解を押さえておこう。

マクダウエルは概念を経験主体がもつ「能力」の面から記述的に特徴づける。概念能力を理解するための典型的な文脈は「思考」において与えられる。エヴァンズが一般性制約 (the Generality Constraint) という概念によって示したように、单一の思考においてしか行使されない一般性を欠いたものは概念能力とは認められない⁽⁹⁾。例えば、「赤」や「四角形」といった概念をもつ者は、関連する様々な思考においてその同じ概念能力を行使できなければならない。それゆえ、「私の前には赤い四角形がある」と考へることができる者は、例えば、「私の前には赤い三角形がある」とも、「私の前には青い四角形がある」とも考へることができなければならぬ。概念能力にはこうした一般性が備わっているのである。

概念能力は（語に対応するような）個別的なレベルにおいて以上のような一般性を示すとともに、（文に対応するような）複合的なレベルにおいて特有の構造性を示す⁽¹⁰⁾。すなわち、任意の命題的態度は他の関連する命題的

態度と「合理的」な仕方で結びついているのである。例えば、「今日は天気が悪い」という私の信念は、「いま雨が降っている」という他の信念によって正当化され、「午後の野外コンサートは中止だ」という別の信念を支持し、「雨が降っているのではなく、壊れたスプリンクラーの水が窓に掛かっているだけだ」という新たな信念によって阻却される。このように、概念能力の行使として実現される諸々の命題的態度の間には理由構成的な関係が結ばれている。

マクダウエルは思考という文脈から摘出したこの「理由への応答性 (responsiveness to reasons)」⁽¹⁾——理由構成関係を見て取り、それに対しても応答すること——によって思考者の概念能力を特徴づける。理由関係に対して構成的な寄与を果たすことが概念としての機能をもつことの要件であり、また、理由関係に対して応答する能力をもつことが概念能力の所有者であることの要件なのである⁽²⁾。「しかるべき意味における概念能力は、私が扱っている意味におけるその所有者の合理性——理由への応答性——に属する」⁽³⁾のである。

マクダウエルの概念主義の主張内容を明確化するために、合わせて次のことも指摘しておこう。すなわち、理由への応答性という概念は、応答がそれに対してもなされるところの対象や出来事への意識的な「気づき (awareness)」を含意するという点である⁽⁴⁾。例えば、駅から家への通い慣れた道を歩く場合、われわれは思索に没頭しながらでも、その途上の様々な対象（信号機や障害物など）に対して——気づきを伴うことなく——知覚に基づいた適切な対処を行うことができる。だが、そうした対処は理由への応答性を示すものとは認められない。なぜなら、信号機に従って進んだことが理由に基づいた行為として認められるためには、その信号機に対する知覚的な気づきをもち、その上、たとえ記憶を用いた回顧的な仕方によってであれ、その気づきの経験が理由を示す思考への入力として利用可能でなければならぬからである。ここから、マクダウエルの概念に対する見方と合わせて次のことが帰結する。すなわち、マクダウエルが自らの概念主義において問題とする「知覚経験」とは、気づきを伴う意識的な

経験に限られるという点である。したがって、概念主義と非概念主義の間の論争が成立するのは、思考の正当化に用いられるような内容をもつた意識的経験という位相に限定されるのである(15)。

さて、マクダウエルは、以上において示した概念理解が、思考という典型的な文脈以外における概念能力の現実化の可能性を残していると主張する。

「マクダウエルの概念理解は」まさにその同じ意味での概念能力が、非典型的な仕方でも、すなわち判断するという作用とは別の種類の出来事のうちで現実化されることもありうるという余地を残している。(□ 内は引用者による挿入。以下同様)(16)

この「概念能力が現実化される別の種類の出来事」としてマクダウエルが念頭に置いているものこそが知覚経験である。理由への応答性によって概念能力を特徴づけるというマクダウエルの概念理解を受け入れるならば、思考に対する理由構成的に機能する経験を、非典型的な仕方においてであれ、概念能力が現実化された状態であると考えることも十分に可能である。では、ここでその可能性が確保された「経験における概念能力の現実化」をわれわれはどうのように理解すべきだろうか。それは「思考における概念能力の現実化」とどのような点で異なるのか。次節ではこの問題を論じよう。

III 経験の受動性と合理的授権

思考における概念能力は（カントン的な意味での）自由な自発性の働きとして特徴づけられる。われわれは自らがどのような判断を下すかに関して、推論による比較考量に基づいた自由選択の可能性へと開かれている(17)。われ

われは通常ほとんど反省を伴わないと思われている知覚的判断においてすら、（錯視図形を錯視図形と知りつつ見ている場合のように）知覚経験が提示するものを受け入れるか否かに関する原理的には選択の自由をもつ。こうした意味で、思考における自発性の働きは能動的（active）である。他方、知覚は感性的な能力としての受容性の働きによって生じる。思考が能動的であるのとは異なり、知覚は受動的（passive）である。

経験において生じることに対するわれわれの制御は限られている。人は自分自身をどこに定位するか、注意を「聞こえる音の」どのピッチに調整するか、等々を決定することができる。だが、それらすべてがなされた後にわれわれが何を経験するかは、われわれの自由にはならない。（p. 10, n. 8）

何を知覚するかに関するわれわれがどれほど能動性を發揮しようと、知覚経験はこのようなミニマルな受動性をたえずもち続けている。「経験において人は自身が内容を課されていることに気づく」（p. 10）のであり、その内容はわれわれがどのような選択をなすにも先立つすでに利用可能な状態にある。このように受容性の働きが受動的であるからこそ、知覚経験は自発性がもつ自由に対しても外的な制約を課すことができる。

マクダウエルは思考と経験がそれぞれもつこの能動性および受動性という特徴と調和させるために、概念能力の「行使（exercise）」と「現実化（actualization）」を区別する⁽¹⁸⁾。思考において概念能力は能動的な行使という仕方で現実化されているのに対し、経験において概念能力は行使されてはいないが別の仕方で受動的に現実化される。知覚経験において関連する概念能力は受動的な仕方で現実化され、受容性の働きと協働しつつ経験内容の成立に寄与しているのである。では、概念能力の能動的行使と区別される「受動的現実化」とは何か。

マクダウエルは、経験において概念能力が受動的に現実化されているということとは、経験が判断に対してその内

容を受け入れることへの合理的な授権を行う」とだと考える⁽¹⁹⁾。)の「合理的授権 (rational entitlement)」という概念を理解するために、ストラウドとの間に交わされた議論を参照しよう。

ストラウドは、理由構成関係が成立するのは命題的態度をもつた諸事項の間に限られると主張する⁽²⁰⁾。彼によれば、態度を欠いた単なる命題が果たしうるのは、せいぜい他の命題を論理的に含意することであって、他の命題を正当化したり、支持したり、保証したりすることではない。例えば、「容疑者は犯行時刻に現場から遠く離れたところにいた」という証言が容疑者の無罪を信じることの理由となるためには、それが真であれ偽であれ、証言者がその証言の命題内容を「信じて」いなければならない。理由構成関係に寄与しうるのは、当人がその内容に対し何らかの態度をとっている事項に限られるのである。

ストラウドは同じ論点が経験に対しても適用できると考える。つまり、知覚経験が——たとえ能動的なものではないにせよ——その内容が真であることは認 (endorsement) や容認 (acceptance) などの態度を含んでいるからこそ、それは他の命題的態度と同様に信念に対し正当化の役割を果たすことができるるのである。このゆえに、信念同士の間に成立する理由構成関係と信念と知覚の間に成立する理由構成関係とは、どちらも命題的態度の間に樹立される関係であるという点において違いはないとされる。

マクダウエルはこのストラウドの主張に対して反論し、知覚経験は命題的態度を含まないが、なお信念との間に理由構成関係を築くことができると主張する⁽²¹⁾。例えば、ある人物が心理学の実験室を訪れた際、そこに並ぶ実験装置のひとつに興味を引かれ、たまたまその覗き窓からなかを見たとする⁽²²⁾。その人物は覗き窓からそこに青色をしたボールが置かれているのを見る。このとき、その人物が「装置にはどのような細工が施されているか分からぬから、知覚が提示するボールの色に関して自分は判断を下すべき立場にはない」と信じていたとする。その人物は後になって、実験者からその装置は何ら知覚を歪めるものではないと知らされ、その時に差し控えていた知

覚判断を改めて是認するとしよう。このような場合、知覚者は当該の経験が生じた時点において、そのボールが青色であるのを確かに見ていたと言えるが、その同じ時点において、そのボールが青色であるのが眞であるとは認あるいは容認していたとは言えない⁽²³⁾。知覚者はその時点において「そのボールは青い」という命題に対する態度決定を差し控えていたのである⁽²⁴⁾。この「差し控え」は、是認や容認などの別の「態度」に対して行われているのであり、「内容」に対して行なわれているのではない、という点に注意されたい。「差し控える」という態度はその作用域にある別の態度をキャンセルする機能をもつ高次の態度なのである。したがって、知覚内容に対する是認の差し控えとは、いかなる態度も伴わない知覚内容の享受を意味すると言える。右の例では、この知覚内容はのちに差し控えを解除され、是認するという態度を改めて加えられ、晴れて知覚者の信念体系へと組み入れられている。それゆえ、知覚経験はそれ自体命題的態度を欠きながら、なお命題的態度との間に理由構成関係を築きうるのである。

以上のように、知覚内容に対してもらかの態度をとることと知覚内容を享受することとは明確に区別されなければならない。マクダウエルは、知覚内容を享受することは、その内容を受け入れることではなく、受け入れることへの「権限を付与されること」だと述べる。彼はこれを「招待状 (invitation)」を受けとることに喻える⁽²⁵⁾。招待状を受けとることは招待された者の自由にはならないが、その招待に応じるか否かは招待された者の自由である。同様に、知覚者は、受動的な知覚内容の享受によって、その内容を是認するか否かを決定する能動的な権限を付与されるのである⁽²⁶⁾。知覚経験が与えるこの判断への権限の付与をマクダウエルは「合理的授権」と呼ぶ。知覚経験と知覚判断との間に結ばれる授権関係は、判断同士の間に結ばれる推論関係とは明確に異なる関係様態をもつ。なぜなら、授権関係には推論関係にはない受動的な要素が介在しているからである。さらに、推論関係においては内容の組み換えが生じるのに対し、授権関係においては内容自体が同一に保たれ、ただ態度決定が加わるだけだと

いう点でも両者は異なる。もともと、ここで態度決定が加えられる内容は経験それ自体がもつ内容のごく一部にすぎない。なぜなら、経験は実際の判断において用いられるよりも遙かに豊かな内容をもつからである⁽²⁷⁾。思考者は自身に課されたこの豊かな内容のどの部分を判断に用いるかを選択できる。だが、彼はそれに先立つ内容の享受に関しても、また内容の決定に関しても、原理的に選択の自由を欠いているのである⁽²⁸⁾。

以上より、知覚経験における概念能力の受動的現実化とは、知覚者がその経験の概念的内容に対して何らかの態度決定を行うことへの授権を獲得することであると結論できる。経験において現実化されている概念能力の役割は、思考との間に授権関係を結び、それによって知覚的信念に内容の制約を課すことなのである。多くの論者が認めてきたように、通常の知覚的判断はその形成過程に推論を介さない「非推論的」なものである。われわれは経験が判断に対して果たす役割を「合理的授権」として捉えることで、理由構成関係のうちに推論関係だけではなく非推論的な授権関係をも認めることができる。これらはどちらも理由への応答性を示す概念的な関係として捉えられるが、それぞれの関係様態において明確に区別されるのである。

さらに、本節の最後に次のような疑問にも応えておこう。繰り返し述べたように、経験の概念的内容は受容性と自発性の協働において成立する。だが、概念能力が自発性の働きとして特徴づけられ、自発性が能動的な自由という性格をもつとすれば、受動的な経験のなかでいかにして自発性が働きうるのか。われわれは経験に組み込まれた自由なき能力をいかにしてなお自発性の働きとして認めることができるのか。

われわれは前節において、概念能力は一般性制約に服さなければならないという点を確認しておいた。経験のかで受動的に現実化される能力も、それが概念能力として認められるためには、経験と同一の内容をもつ観察的思考においてだけではなく、観察的な場面を離れた様々な能動的思考において行使されなければならない。「経験のなかで作動させられている能力が概念的なものとして認められるのは、その能力をもつ誰かが合理的諸関係に対

して応答するという事実を背景としてのみである」(pp. 11-12)。つまり、関連する理由構成関係のネットワークと結びつきつつそれを背景として現実化される場合に限り、経験のなかで働く能力は概念能力として認められるのである。このような合理的なネットワークへの帰属こそが、受動的に現実化されている能力を「概念」能力として、すなわち自発性の働きとして認めることを可能にするのである。

われわれは以上の論述において、マクダウエルの概念主義がその輪郭のうちにどのような描像を備えているのかを——「概念」という概念と「経験」という概念の双方にわたって——解明してきた。もちろんこの解明は一定の限られた範囲に留まるものであり、マクダウエルの立場の全体像を描き出すものではない。だが、以下の課題を果たすためにはこれで差し当たり十分である。次節からは、以上の成績をもとに、非概念主義者たちから提起された様々な疑問に対する応答を試みよう。

IV 幼児および動物の知覚について

以下の諸節では、非概念主義から概念主義に対し提起された批判をI節で触れた四つの疑問（幼児および動物の知覚について、知覚の改訂不可能性について、知覚の矛盾許容性について、知覚の肌理細かさについて）に絞つて論じたい。これらはそれぞれ概念主義に対する批判を構成するとともに、知覚内容を非概念的なものとみなすことへの積極的な証拠を提供するものと考えられている。それゆえ、マクダウエルの概念主義がこれらの疑問をうまく処理しうるならば、一方で概念主義がその妥当性を増すとともに、他方で非概念主義がこれらから得られると思われていた支持を失うことになる。この意味で、それら四つの疑問は概念主義にとって格好の試金石となるのである。

まずは非概念主義者から提起されている次の批判から検討しよう⁽²⁹⁾。もしマクダウエルのように知覚内容が概

念的なものであることを認めるならば、われわれは知覚内容を幼児や動物の手の届かないところに遠ざけてしまい、その結果、幼児や動物も知覚を有するという常識を損なうことになるのではないか。マクダウエルは概念所有者が思考と結びついた特有の知覚内容をもつという点を強調するあまり、知覚に関する明白な事実を不當に扱うという仕儀に陥っているのではないか。

これに対し、非概念主義の嚆矢であるエヴァンズは、「知覚」と「知覚経験」とを区別することで、概念能力を欠いた幼児や動物も知覚を有するという常識を尊重しつつ、概念能力をもつた成人に特有な知覚の位相を特徴づけようと試みている。エヴァンズによれば、生物が知覚を通じて世界から受けとる情報は非概念的なものである。この非概念的内容をもつ情報状態は判断の作用によって概念化され、概念的内容をもつ認知状態へと移行する⁽³⁰⁾。情報状態は当該生物がもつ運動システム（motor system）に対する入力として働くとともに、とりわけ概念能力をもつ生物においては推論システム（reasoning system）への入力としても働く。情報状態を実現するシステムは推論システムに比べて系統学的に先立つ「アリミティヴ」⁽³¹⁾なものであり、推論システムをもたない幼児や動物も人とそのシステムを共有している。知覚的な情報状態は概念能力との結びつきなしに所有可能であり、それゆえ、動物や幼児も成人と同じ種類の情報状態をもちうるのである。

エヴァンズはさらに、意識をもたない生物でももちうる「知覚」と意識をもつ主体（conscious subject）のみがもつ「知覚経験」とを区別する必要を説く。エヴァンズによれば、単なる知覚が知覚経験となるためには、意識をもつ主体においてある情報状態が実現されているだけではなく、その情報が推論システムの入力として利用可能でなければならぬ⁽³²⁾。なぜなら、盲視（blindsight）患者の場合のように、意識をもつ主体においてある知覚的な情報状態が実現されていながらも、その内容が推論システムへの入力として利用可能ではない場合がありうるからである。

以上のように知覚と知覚経験を分けることで、エヴァンズは「幼児や動物も知覚を有している」という常識を逸しないだけではなく、同時に「成人は幼児や動物がもたない特有な知覚経験を有している」という論点も掬いとることができる。もしマクダウエルが後者を保証するために前者を犠牲にしているのであれば、両者をともに確保できる非概念主義の方に分があるということになるだろう。

マクダウエルはこの問題に対しても以下のように応じている。右記のように、エヴァンズは、知覚において成人と幼児および動物とは共通の非概念的内容をもち、成人のみがそれを判断において概念化すると主張する。だが、われわれは次のように考へることで、成人と幼児および動物との間に共通の種類の内容を認めるべきという想定を突き崩すことができる。

われわれは単なる動物も有しているもの、すなわち自身の環境の諸特性に対する知覚的感性 (perceptual sensitivity) をもっているが、それを特別な形態においてもっている。自身の環境に対するわれわれの知覚的感性は、動物とわれわれとを分かつ自発性の能力の領域へと組み入れられている。(p. 64)

ここでマクダウエルは、成人の知覚と幼児および動物の知覚との間に、受容性という「能力」の共通性を認めつつも、「内容」の共通性を否認している。成人においては受容性が自発性との協働のうちでその内容を獲得するがゆえに、成人は幼児および動物とは種的に異なる内容、すなわち概念的内容を知覚の内容とするのである。それゆえ、マクダウエルも、成人と幼児および動物が共通に持つ「知覚」と、成人のみがもつことのできる「知覚経験」との区別を——ただし、エヴァンズとは異なる観点から——導入することができる。すなわち、「知覚」という語が意味するのは「受容性の働き一般」であり、「知覚経験」という語が意味するのは「自発性との協働において現実化

されている限りにおける受容性の働き」である。以上のように考えるならば、マクダウエルに対する「幼児や動物も知覚を有するという常識を損なうのではないか」という疑問は霧消するだろう。彼が否定しているのはそうした明白な事実ではなく、幼児および動物と成人とが共通の種類の知覚内容を有しているという誤った想定にすぎないのである。

V 知覚の改訂不可能性について

非概念主義者であるクレインは、知覚のもつ「改訂不可能性（unrevisability）」という特徴を「知覚の信念理論（the belief theory of perception）」の不十分さを示すものと捉え、知覚内容が非概念的なものであるとの証拠としている⁽³³⁾。

知覚の信念理論とは、知覚をある種の「信念の獲得」とみなす説であるが、通常そこには一定の留保が加えられる。例えば、知覚者が錯覚図形に十分に通曉している場合、当該の知覚内容は信念内容へと組み入れられず、他の経路から得られる異なる内容が信念内容となる。それゆえ、知覚の信念理論の提唱者は、知覚を「信念への阻却されない限りにおいて有効な傾向（*prima facie inclination to belief*）」と規定し、錯視のような事例を、対抗する他の信念によって知覚がもつ信念への傾向が阻却されていく場合として処理する⁽³⁴⁾。

だがクレインによれば、信念への知覚的な傾向と非知覚的な傾向（非知覚的な傾向とは、信念が他の信念に対してもつ傾向である。ある信念が他の信念を推論的に導くとき、前者の信念は後者の信念への傾向をもつとされる）との間には明白な違いが存在する。すなわち、非知覚的な傾向はその傾向を阻却する決定的な証拠が示された場合ただちに消え去るのに対し、知覚的な傾向はそうした証拠が示された場合にもなお残存し続ける。例えば、ミュラー・リヤーの錯視は、その見え姿が誤りであることが（長さの測定などの）決定的な証拠によって示されたとしても、

なおその錯覚的な見え姿を提示し続ける。このように、信念は容易に改訂されうるのに對し、知覚はそうではない。したがって、知覚を単純に信念への傾向として捉える見方は、知覚がもつ改訂不可能性という独自な性格を捉え損なっているのである。

クレインは、信念ならば当然有しているはずの改訂可能性を知覚が有していないことは、知覚内容が概念的なものではないことの強力な証拠であるとみなす。なぜなら、信念の構成要素である概念能力は自発性的能力であり、自発性はそれが理由に対する改訂可能性をもつことによって特徴づけられるからである。

しかしながら、クレインのこうした批判はマクダウエルの概念主義にとって痛痒を感じさせるものではない。Ⅲ節で論じたように、マクダウエルは信念だけではなく経験のなかにも自発性が組み込まれていると主張し、思考における概念能力の能動的な「行使」と経験における概念能力の受動的な「現実化」とを区別している。「信念は改訂可能性をもつが知覚はそれを欠いている」という論点はこの区別によつて調和させることができる。知覚が改訂可能性をもたないのは、それが「受動性」という性格をもつためである。知覚に組み込まれた概念能力は、思考における能動的な行使とは異なり、受容性との不可分な協働のうちで受動的に現実化されている。知覚内容はわれわれが自発性の働きによって自由に選択できるようなものではなく、その逆に、世界の側から受動的に課せられるものである。だからこそ、知覚経験は思考に対する外的制約として働くことができるのである。

このように考えるならば、われわれは知覚のもつ改訂不可能性という特徴を知覚内容が非概念的なものであることへの証拠として認める必要はなくなる。知覚の改訂不可能性という特徴に對しては概念主義の側からも十分に説明を与えることができるのであり、したがって、この論点から概念主義に対する非概念主義の優位を証することはできないのである。

VI 知覚の矛盾許容性について

クレインは右記とは別の論点からも知覚内容の非概念性を擁護している⁽³⁵⁾。それは「知覚は矛盾を許容しうる」という論点、より正確に言えば、「知覚は信念とは異なり、それが概念化されたならば矛盾に陥るような内容をも許容しうる」という論点である。これに対する例証としてクレインが着目するのが「滝の錯視 (Waterfall Illusion)」——より一般的には「運動残効 (motion aftereffect)」——と呼ばれる錯覚である。流れ落ちる滝をしばらく眺めた後に静止した岩へ素早く視線を向けると、その静止しているはずの岩は滝の動きとは逆方向に動いていくようにな、つまり上昇していくように見える。クレインは、このとき岩は静止していると同時に運動しているように見えると主張する。つまり、滝の錯視には「ある対象は運動し、かつ同時に、運動していない」という矛盾した知覚内容が含まれていると主張するのである。

もし知覚がこのような矛盾した知覚内容を許容するトすれば、マクダウエルの概念主義は深刻な疑義に晒されるようと思われる⁽³⁶⁾。「われわれは矛盾した内容をもつ信念をそれが矛盾していることを意識しながら受け入れることはできない」ということは信念に関する基本的な制約のひとつである。だが、滝の錯視の事例が示しているのは、「われわれは矛盾した内容をもつ意識的知覚をもちうる」ということである。もし知覚が信念と同様に概念的な内容をもつとすれば、なぜそれは矛盾した内容を許容しうるのだろうか。マクダウエルの主張するように、知覚がそれによって資格づけられる信念と同じ概念的内容をもつとすれば、信念と同様に知覚も矛盾した内容を許容しえないはずである。それゆえ、矛盾した内容が経験内容になりうるのだとすれば、経験内容は非概念的なものでなければならないのではないか。

しかし、滝の錯視を知覚が矛盾した内容を含みうることの一例とするクレインの解釈には実験的な証拠から疑義

を呈することができる。クレインは、滝の錯覚が矛盾した内容を含んでいるということは、われわれの「現象学」が告げるところのものであると主張している⁽³⁷⁾。滝の錯視が矛盾した内容を含むとされるのは、その錯視が、あらゆる対象が運動しているという見かけを与えると同時に、その位置は変化していないという見かけを与えると解釈されているからである。だが、運動残効に関する近年の研究によれば、運動残効において生じる見かけの運動に伴つて、その運動から予想されるよりは微弱なものであるが、同時に見かけ上の位置の変化が誘導されることが明らかにされている⁽³⁸⁾。この研究において行われた実験では、まず一つの逆方向に回転する風車図形を被験者に一定時間見せ、その後ただちに静止した同じ風車図形を観察させた。その結果、静止した風車図形に見かけ上の回転運動が生じると同時に、風車の矢羽が示す方位にその見かけ上の運動と同じ方向への見かけ上の傾きが誘導されたのである。このように、運動残効における運動が位置の変化を伴うのだとすれば、必ずしもその内容を矛盾したものと考える必要はなくなる。クレインが依拠している「運動残効の現象学」は、知覚内容を正しく記述したものとは言えないものである。それゆえ、この錯視をマクダウエルの概念主義に対する反例とするクレインの批判は説得力を失くと言わざるをえない⁽³⁹⁾。

以上の論述より、非概念主義者からの「知覚は矛盾した内容を許容するがゆえに概念主義は誤りである」という批判は、知覚の矛盾許容性という根拠に乏しい論点に依拠したものとして斥けうると結論できる⁽⁴⁰⁾。

VII 知覚の肌理細かさについて

それでは最後に、「知覚は概念によつては捉えられない肌理細かな(fine-grained) 内容をもつてゐる」という非概念主義者からの批判を検討したい⁽⁴¹⁾。非概念主義者によれば、われわれが感覚的に弁別できる知覚内容は、われわれが概念的に表現できる判断内容よりもはるかに正確かつ詳細である。われわれの感覚はある特定の具体的な

「規定性」をもつた内容をわれわれ自身に表示するが、われわれの概念はある一定の範囲の「一般性」においてしか内容を捉えられない。われわれは、「緑色」、「鶯色」、「浅葱色」などどのような色彩概念を用いようと、自らの感覚が表示する木々の葉の複雑かつ多様な色彩のすべてを思考において把握することはできない。このように知覚経験が概念によっては捉えられない肌理細かな内容をもつとすれば、それは知覚内容が非概念的であることの明白な証左となるのではないか。

マクダウエルはこの批判に対し、非概念主義者がここで暗黙のうちに受け入れている前提——経験内容を捉えるためにわれわれが利用可能な概念は、色彩語彙のような一般概念のみによって表現可能なものに限られる、という前提——に疑問を呈し、次のように述べる。

色彩のもつ色合い（shade）という概念を習得することは可能であり、われわれのほとんどはそれを習得している。「……」それを習得することで、人は色合いを視覚経験において示されるのとまさに同じ規定性をもつて自身の概念的思考へと包含する能力を身に付けるのであり、それゆえ、概念は経験が示すものと同じ鋭敏さにおいて色彩を捉えることができる「……」。概念の力を超越すると称される経験——しかるべきサンプルを提供すると仮定されている経験——に沿することで、人は提示されたサンプルを利用する直示語を含んだ「あの色合い（that shade）」のような句を発話する「」によって、経験とともに同じ肌理細さをもつ概念に対しても言語表現を与えることができる。（pp. 56-57）

この引用に示されたマクダウエルの戦略は、知覚対象がもつ例化された性質（＝サンプル）への直示によって規定される直示的概念に訴えるものである。これは「あの色合い」のような「直示語十種名辞」によって表現される。

こうした直示的概念を用いた思考がどのような内容をもつかは、思考者が知覚的に直示する実際の例化された性質に依存している。マクダウエルは、直示的概念を用いることで思考者は知覚経験と同じ肌理細かさをもつた内容を思考へと包含しうると主張する。なぜなら、直示的概念は知覚的直示によって規定されるため、それによって知覚的に識別可能なあらゆる色合いを思考へともたらすことができるからである。このように知覚経験のなかで直示的概念が現実化されないとすれば、「思考は知覚とは異なり肌理細かな内容を捉えることができない」という非概念主義者の主張は斥けられることになり、その結果、もはや知覚がもつ肌理細かさという特徴が概念主義に対する躊躇の石となると考える必要もなくなる。

マクダウエルは以上の戦略に関して提起されるであろう疑問に対し考察を加えている。それは、「直示的概念は知覚とともにその都度形成されるという点で他の一般概念とは異質であるが、だとすれば、直示的概念はどのような資格において概念として認められるのだろうか」という疑問である。

II節で述べたように、概念は一般性制約を満たすようなものでなければならない。つまり、その概念が登場する当該の思考においてだけではなく、他の関連する諸々の思考においても行使可能でなければならない。マクダウエルは、直示的概念がこの制約を満たすためには、それと関連する経験が生起している期間だけではなく、その期間を越えて当の概念を行使できなければならないと述べる。つまり、直示的な概念行使する能力は、同じ性質タイプに属する他のトークンに対しても適用しうるようある種の「再認能力 (recognition capacity)」として働くなければならないのである (p. 57)。たとえ短期間であれ直示的概念が再認能力として存続しうるのであれば、われわれはそれを真正な概念と同等の資格を有するものとみなすことができる⁽⁴²⁾。

こうしたマクダウエルの戦略に対し、ピーコックは次のような批判を展開している⁽⁴³⁾。ピーコックによれば、マクダウエルの戦略が成功するためには、知覚される肌理細かな色合いとそれを捉える直示的概念との間に一対一

の対応関係が成立していなければならない。そうでなければ、われわれは後者を用いた思考内容が前者の知覚内容を適切に捉えているとみなすことはできないだろう。しかし、われわれは同じ仕方で知覚された同一の色合いに対して、「あの色」、「あの赤」、「あの緋色」といった異なる内容をもつ複数の直示的概念を適用することができる。

つまり、肌理細かな知覚内容とそれに適用される直示的概念との間に成り立っているのは「一対一関係」ではなく「一対多関係」なのである。それゆえ、知覚内容は、一般概念と比べれば肌理が細かく、直示的概念と比べれば肌理が粗いのであり、どちらによつてもその内容を適切に捉えることはできないということになる。以上のように、知覚経験が一般概念によつても直示的概念によつても捉えられない内容を有しているのであれば、その内容はそもそも概念的なものではないとみなさるべきであろう。概念主義を擁護するために提示されたマクダウエルの戦略は、逆に自身の立場が破綻していることを図らずも露呈させているのである。

ここでピーコックは予想される再反論に対し考察を加えている。ピーコックの批判に対し、マクダウエルは「思考者当人がもつ最も規定的な種名辞概念を用いて直示的概念を形成せよ」という規約（例えば、「緋色」というより規定性の高い概念までもつてゐる知覚者は「あの赤」という直示的概念を用い、「赤」というより規定性の低い概念までしかもたない知覚者は「あの赤」という直示的概念を用いる、等々）を導入することで、知覚内容と直示的概念との一対一対応を確保しようと試みるかもしれない。しかし、異なった直示的概念を用いる知覚者同士も同一の条件に置かれた場合に同一の経験内容をもつとすれば、たとえこの規約を採用したとしても、以前と同様に同じ経験内容に対して複数の直示的概念が適用可能だということになる。したがつて、このような規約によつてはピーコックの批判に応えることはできない。

ここでピーコックが導入している「異なった直示的概念を用いる知覚者同士も同一の条件に置かれた場合に同一の経験内容をもつ」という前提には疑問の余地があるが⁴⁴、たとえこの前提を受け入れたとしても、マクダウエル

ルは次のように批判に応えることができる。それは、『心と世界』での議論を改良し、「あの色合い」、「あの赤」、「あの緋色」といった表現の代わりに、「～はこのように色づいている (...is colored thus)」⁽⁴⁵⁾という別の直示的表現を用いるというものである⁽⁴⁶⁾。この表現は知覚者がある色を経験する仕方に直接言及するものであり、しかも、その経験の仕方を一対一対応で捉えている。それゆえ、色彩経験の内容とそれを捉える直示的思考の内容との間に肌理細かさの違いを生じることもない。このように、マクダウエルの再反論は、経験内容と一対多対応する諸表現から規約によってひとつを取捨選択するというものではなく、経験内容と一対一対応する表現を規約的な手続きを経ずに入するものであり、ピーコックが予想した再批判に比べてもより自然な対応であると言えよう。

以上の論述より、知覚内容の肌理細かさに関する非概念主義者からの批判は、マクダウエルの概念主義に対する批判として有効性をもつものではないと結論づけられる。われわれは直示的概念を用いることによって知覚が弁別しうる肌理細かな内容を思考へと包含することができるのであり、したがって、ここにおいても思考と経験とが同じ種類の内容——概念的内容——をもつとみなすことに困難はないのである。

VIII 結語に代えて

マクダウエルの概念主義が提唱するのは、概念能力としての自発性の働きは、知覚経験のなかで受容性の働きとの不可分な協働において受動的に現実化され、当該の経験がもつ内容の構成へと参与している、という主張である。マクダウエルは経験内容をこのように概念的なものと捉えることで、われわれの思考が世界の側から合理的に制約されるその仕方に関するひとつの有力な描像を提出している。その描像は所与の神話と齊合主義のジレンマから脱却しうる第三の道を指し示すものである。理由への応答性によって特徴づけられる概念能力は、経験のなかで受動的に現実化され、思考との間に理由構成関係の一様態としての授権関係を結んでいる。それは命題的態度同士の問

に成立する推論関係とは異なり、知覚内容に対する何らかの態度をとることへの資格を思考者に授けるというものである。知覚経験が思考に対して課すこの合理的授権によって、理由の空間は世界からのしかるべき制約を手にするのである。

本稿が明らかにしたように、非概念主義がその中心的な論拠として訴えている四つの論点は、いずれもマクダウエルの概念主義に対する有効な批判を構成するものではない。マクダウエルは「受容性の働き一般」としての知覚と「自発性との協働における受容性の働き」としての知覚経験とを区別することで、動物や幼児の知覚を問題なく扱うことができる。知覚の改訂不可能性という論点は、概念能力の「能動的行使」と「受動的現実化」を区別することで概念主義によつても調和させることができる。さらに、知覚の矛盾許容性という論点はそれ自体妥当性を欠くものとして斥けられ、知覚の肌理細かさという論点は直示的概念という装置を援用することで乗り越えられる。したがつて、以上の議論が成功しているとすれば、非概念主義者はさらなる議論を積み重ねることなしに自らの立場の論拠としてそれらの論点を援用することはできない。非概念主義者が自らの立場に踏み止まろうとするならば、彼らは自身が依拠するための別の基盤を探し求めなければならないのである。

本稿は以上の論述によつて、マクダウエルの概念主義が整合的かつ説得的な描像であることを幾つかの主要な点に即して検討し、その擁護を試みてきた。マクダウエルの概念主義は一見したところ反直感的な外観を呈しているが、一旦その機微を詳らかにしてみると、非概念主義からの中的な諸批判に耐えうる堅牢なものであることが理解できる。マクダウエルの概念主義は、知覚経験の内容に関するひとつの見方として、より精緻な探究を行う価値のある魅力的な描像を与えているのである。

註

(1) 簡略化のため、本稿では『心と世界』からの引用および参照は、新たに序論を付した一九九六年版のページ数にて本文中で指示する。

(2) ただし、ここでマクダウエルを「概念主義者」と呼ぶのは、彼自身の自己規定によるものではなく、本稿における議論構成上の便宜的措置としてにすぎない。マクダウエルは後期ヴィトゲンシュタインと同様に「構成的哲学（constructive philosophy）」を忌避し、自身の哲学を何らかの「主義」に属するものと規定するのを慎重に避けている。他に概念主義を標榜する論者には、Brewer (1999)⁹、Noë (2004)¹⁰、および門脇 (2005)¹¹等がいる。本稿ではマクダウエルの立場に考察を絞り、他の論者の検討は他論に譲りたい。

(3) この点に関するより詳しい議論は小口 (2007) の第一章を参照。

(4) このジレーハマに関するより詳しい議論は小口 (2007) 第二章の該当する諸節を参照。

(5) Sellars (1997), p. 19 りでセラーズが批判しているのは、概念的に分節化された認知的な事項を分節化されていない非認知的な事項によって分析することが可能であるとする主張である（典型的にはセンスデータ論者たちが念頭に置かれている）。

(6) 他にも概念主義に対しても、「経験を認識的仲介者（epistemic intermediary）として祀り上げることで懐疑論を招いてしまうのではないか」や「経験世界を心的能力の圈内に收めようとする觀念論に陥るのではないか」といった疑問も考えられる。これらの疑問に対しては、小口 (2007) の第四章で懐疑論を、第五章で觀念論をそれぞれ論じたので参照されたい。

(7) 非概念主義者としては、Evans (1982)⁹、Peacocke (1992)¹⁰、Crane (1992)¹¹、Heck (2000)¹²、Kelly (2003)¹³、信原 (2003)¹⁴、Tye (2006) 等が挙げられる。

(8) エヴァンズは意識的な知覚内容を全面的に非概念的なものとみなしておらず、ピーロックは部分的に非概念的なものとみなしているが、いつした相違は本稿の議論に直接影響するものではない。

(9) Evans (1982), pp. 100–105

(10) マクダウエルは判断における概念能力の行使を対応する文の言語表現との類比関係によって捉えるギーチの提案を受け入れてゐる (McDowell (2000), p. 10)。

(11) McDowell (2005), p. 4

- (12) リヒャルト・マクダウエルの論述は概念の定義を意図してなされているのではなく、自らの用法を規約的に限定する意図でなされているにすぎない。それゆえ、行動研究などで動物に帰属する場合のようなく、「概念能力」の他の用法を排除するものではない。
- (13) McDowell (2005), p. 4
- (14) *Ibid.*, p. 7
- (15) したがって、一部の非概念主義者のように非意識的な知覚過程やサブパーソナルな情報処理過程に関してそれらの「内容」を非概念的なものと捉えないれば、マクダウエルの概念主義と直接矛盾するものではない。
- (16) McDowell (2000), p. 11
- (17) 自由と概念能力の関係については信原 (2002)、特にその第六章を参照。
- (18) McDowell (2000), pp. 11–12
- (19) McDowell (2005), p. 6
- (20) Stroud (2002), p. 89
- (21) McDowell (2002), pp. 277–278
- (22) リヒャルト・マクダウエルの記述をもとに筆者が若干の創作を加えたものである。
- (23) リヒャルト・マクダウエルの例が示しているのは「是認しないという態度をとる」ということではない。「是認するという態度をとらない」とはその認識的地位において明確に異なる。前者はいかなる正当化も欠いているが、後者は負の正当化をもつ。
- (24) その時点において知覚者は「そのボールは青い」という命題に対する同意は差し控えていたかもしれないが、その代りに「そのボールは青く見える」という命題は受け入れていたのではないかと言われるかもしれない。だが、後者の命題内容は前者の命題内容とは別物である。後者の現われに関する命題をどう扱うかに関しては、Sellars (1997) の第三節「[見え]の論理」(The Logic of 'Looks') を参照。マクダウエルは基本的にリヒャルト・セラーズの分析を受け入れていると思われる。
- (25) McDowell (2002), p. 278
- (26) もちろん、招待状を受けとるためには何らかの条件が必要である。知覚内容の享受の場合、その内容に対応する概念能力を有していることがそのような条件を構成する。

(27) McDowell (1998), p. 413

(28) われわれは能動的な身体運動を行つといふや、³¹のよくなき内容を獲得するかに関して一定の選択を行うことができる。だが、その選択がどれほど能動的なものであらうと、知覚経験の最終的な決定権は常に世界の側にある。例えば、われわれは建物の裏側に回り込む」とや、今まで未規定だった知覚内容を規定的な内容へと変化させる」ことができる。だが、その規定的な内容がどのよくなきものであるかは世界の在り方に依存している。

(29) Collins (1998) やもる Peacocke (1998)

(30) Evans (1982), p. 227

(31) *Ibid.*, p. 124

(32) *Ibid.*, p. 157

(33) Crane (1992), p. 150

(34) いわばアーベル・ローハグが Armstrong (1968) の第十章（邦訳は第七章）で提唱した説である。

(35) Crane (2003), p. 232

(36) 他の二つの問題とは異なり、この知覚の矛盾許容性に関するマクダウエルは検討を加えていない。

(37) Crane (2003), p. 234

(38) Nishida & Johnston (1999)

(39) すべく知られるように、「両眼視野闘争 (binocular rivalry)」という現象において知覚は矛盾を回避するような仕方で働く。運動残効の場合もこれと同様に捉えられるかもしない。

(40) 信原は「知覚の恒常性」を用いてクレインと同様に知覚の矛盾許容性を指摘している（信原（2003）、註³²）。これに対する反論は小口（2007）第六章を参照。

(41) こうした批判は Evans (1982), p. 229 やもる Heck (2000), p. 489 に見られる。

(42) タイの指摘によれば、幾つかの実験例が示すように、たとえ対象を提示された直後であっても、通常の知覚者は知覚がもたらしうる最も肌理細かな色合いを再認する」ことはできな（Tye (2006), p. 529）。それゆえ、知覚的に捉えうる最も肌理細かい内容に對して適用される直示的概念は、経験を越えて存続する「再認能力」もして働く」とができず、結局、マクダウエルの掲げた概念としての規準を満たせないということになる。これに對しては、マクダウエルが掲げた「存続可能性」

という規準を（必要十分条件ではなく）単なる十分条件として解釈する」とで応えられるかもしない。仮に「この解釈であるとすれば、直示的概念が一般性制約を満たす」ということを示すために援用しうる規準は、それが再認能力として働くこと以外にも複数存在しうることになる。例えば、われわれは観察的な場面においておいても、同じ直示的概念を用いて一般性制約を満たしうるような様々な様々な判断を行なうことができる。だとすれば、タイの批判によってただちに当該の直示的概念が真正な概念としての資格を剥奪されないに留まることになるわけではない。

- (43) Peacocke (1998), pp. 381-383.
- (44) ケリーは「」のピーロックの前提に対し攻撃を加えていたが、自身は別の論拠から非概念主義を擁護する。ケリーの議論は Kelly (2003)、ケリーの議論に対する批判は Noë (2004), pp. 201-203 を参照。
- (45) より自然な訳は「～色の～色を～」よりもややらかが、そのように訳すと「色」という種名辞が入って「～色の～色を～」の表現に込めた趣旨を反映できないため、多少不自然ながら本文のような訳を採用した。
- (46) McDowell (1998), p. 415.

付録

- Armstrong, D., 1968, *A Materialist Theory of the Mind*, London and New York, Routledge. (『心の唯物論』 鈴木登訳、勁草書房、1996)
- Brewer, B., 1999, *Perception and Reason*, Oxford, Oxford University Press.
- Collins, A. W., 1998, "Beastly Experience", in *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 58, No. 2, pp. 375-380.
- Crane, T., 1992, "The nonconceptual content of experience", in *The Contents of Experience: Essays on Perception*, ed. Crane, T., Cambridge, Cambridge University Press, pp. 136-157.
- , 2003, "The Waterfall Illusion", in *Essays on Nonconceptual Content*, ed. Gunther, Y. H., Cambridge; Mass., The MIT Press, pp. 231-236.
- Evans, G., 1982, *The Varieties of Reference*, Oxford, Oxford University Press.
- Heck, Jr., R. G., 2000, "Nonconceptual Content and the "Space of Reasons", in *The Philosophical Review*, Vol. 109, No. 4, pp. 483-523.
- 『脇俊介』 2005, 「知覚経験の規範性」『自然主義と反自然主義』有斐閣、所収、pp. 29-50.
- Kelly, S., 2003, "The Nonconceptual Content of Perceptual Experience: Situation Dependence and Fineness of Grain", in *Essays on*

知覚内容をめぐる概念主義の擁護—マクダウエル『心と世界』における経験概念の解明を通じて—

- Nonconceptual Content*, ed. Gunther, Y. H., Cambridge; Mass., The MIT Press, pp. 223–230.
- McDowell, J., 1994; reissued with an Introduction, 1996, *Mind and World*, Cambridge; Mass., Harvard University Press.
- _____, 1998, "Reply to Commentators", in *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 58, No. 2, pp. 403–431.
- _____, 2000, "Experiencing the World", in *John McDowell: Reason and Nature: Lecture and Colloquium in Münster*, ed. Willaschek, M., Hamburg, LIT, pp. 3–18. (〔世界を経験する〕『現象論』 100回記念セミナー『現象論』 挿絵: 青木一志 2004' 所収)
- _____, 2002, "Responses", in *Reading McDowell: On Mind and World*, ed. Smith, N. H., London and New York, Routledge, pp. 269–305.
- Nishida, S. & Johnston, A., 1999, "Influence of motion signals on the perceived position of spatial pattern", *Nature*, 397, pp. 610–612.
- 信原幸司, 2002, 『意識の転換 ケネコト序説』, 湘波書店
- _____, 2003, 「翠べがたが明晰や」『毎朝』No. 943' 所収, pp. 142–160.
- Noë, A., 2004, *Action in Perception*, Cambridge; Mass., The MIT Press.
- 今嶋樹, 2007, 「知覚経験の題命性——ハム・マクダウエルの『心と世界』を中心として——」, 研究論文, 東京大学
- Peacocke, C., 1992, "Scenarios, concepts and perception", in *The Contents of Experience: Essays on Perception*, ed. Crane, T., Cambridge, Cambridge University Press, pp. 105–135.
- _____, 1998, "Nonconceptual Content Defended", in *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 58, No. 2, pp. 381–388.
- Sellars, W., 1997, *Empiricism and the Philosophy on Mind: With an Introduction by Richard Rorty a Study Guide by Robert Brandom*, Cambridge; Mass., Harvard University Press, (『経験論と心の哲学』, 湘波社 2006)
- Stroud, B., 2002, "Sense-experience and the grounding of thought", in *Reading McDowell: On Mind and World*, ed. Smith, N. H., London and New York, Routledge, pp. 79–91.
- Tye, M., 2006, "Nonconceptual Content, Richness, and Finess of Grain", in *Perceptual Experience*, ed. Gendler, T. S. and Hawthorne, J., Oxford, Clarendon Press, pp. 504–529.